



こま そろばんさき  
困ったときの相談先

●会津若松市役所 障がい者支援課

住所：会津若松市東栄町3番46号

電話：0242-39-1241 ファックス：0242-39-1430

●会津若松市障がい者総合相談窓口

住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番地の4(ノーマライズ交流館パオパオ内)

電話：0242-33-5622 ファックス：0242-36-7010

会津若松市地域自立支援協議会とは・・・

障がいのある人もない人も、ともに暮らせる共生社会の実現を目指し、平成19年に設置されました。医療、経済、教育、福祉等の団体の参加をいただき、「障がい理解の仕組みづくり」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「一般就労に向けた仕組みづくり」、「成長過程に合わせた一貫した支援の仕組みづくり」、「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいます。

編集・発行／会津若松市地域自立支援協議会 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

お問い合わせ先／会津若松市役所 障がい者支援課 支援グループ  
電話 0242-39-1241 ファックス 0242-39-1430

あいづわかまつし さべつ  
会津若松市から差別をなくそう!



あなたは差別だと思いますか？ 思いませんか？

答えは次のページにあります!



こた  
答えは・・・

# 実はすべて差別です!

しょうがい理由に

【質問①】アパートを貸さない【質問②】付き添いがいないと物を買わないことは

## ふとう さべつてき とりあつか 「不当な差別的取扱い」

として、差別にあたります。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対し、障がいのない人と違う扱いをする、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどをいいます。

しょうがいある人に対して

【質問③】筆談を拒否【質問④】書けない代わりにの方法を認めないことは

## ごうりてきはいりよ ふていきよう 「合理的配慮の不提供」

として、差別にあたります。

合理的配慮とは障がいのある人から、困っている状況や対応して欲しいことなどを求められたときに、負担になり過ぎない範囲で、その対応を行うことをいいます。

役所や会社・お店などが、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」も差別となります。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう へいせい ねん がつついたち しこう  
障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されます!

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいのあるなしに関わらず、お互いがお互いを尊重しながら共に生きていくことのできる社会を目指し、障がいを理由とした差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

障害者差別解消法においては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つが差別に当たるとされています。

皆さんのちょっとした配慮で、誰もが暮らしやすい会津若松市を目指しましょう!

このような差別も ちょっとした気づきと工夫で・・・

視覚障がいがあるのに、会議の資料が文書のみだった・・・



ちょっとしたことで・・・



会議資料を読み上げたCDが事前に配布されたので、安心して会議に参加できた!

車いすでお店に行ったら、高いところにある商品が取れなかった・・・

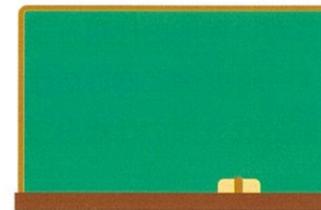


ちょっとしたことで・・・



近くの人に声をかけたら、高い位置の商品を取ってくれました!

仕事でその日にやるべきことが明確でないとパニックになってしまう・・・



ちょっとしたことで・・・



その日の仕事のスケジュールが明示されているので、しっかり働けた!